

福井県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.3E-3	1.5E-1	1.1E+1	11.2
64	エトフェンプロックス	9.4E+0	2.5E+0	9.1E+0	9.8E+0	30.8
117	テブコナゾール				1.4E+0	1.4
139	トラロメトリン			1.5E+0	8.9E-1	2.4
140	フェンプロパトリン			1.1E+0		1.1
153	テトラメトリン	8.5E+1	3.1E+0	8.8E+1	4.5E-2	176.9
181	ジクロロベンゼン	1.9E+2	7.0E+1			256.0
225	トリクロルホン		2.5E+0			2.5
251	フェニトロチオン		4.9E+1	1.3E+0		50.3
252	フェンチオン	2.1E+0	2.0E+1	2.1E+0		23.8
256	デカン酸				1.1E+0	1.1
350	ペルメトリン	1.9E+1	1.4E+1	1.2E+1	2.5E+1	70.8
405	ほう素化合物		3.9E-2	2.1E+1	9.1E-1	22.3
427	カルバリル			7.0E+1		70.5
428	フェノプカルブ			7.2E+0	6.5E+1	72.6
457	ジクロールボス	3.6E+1	2.2E+2			256.9
合 計		3.4E+2	3.8E+2	2.1E+2	1.2E+2	1050.5

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等